

令和8年第1回奥州市議会定例会付議事件

(令和8年1月27日)

- 諮詢第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
- 議案第1号 令和7年度奥州市一般会計補正予算(第11号)の専決処分に関し承認を求めるについて
- 議案第2号 水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村新市建設設計画の変更に関し議決を求めるについて
- 議案第3号 奥州市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第4号 奥州市立学校給食センター条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市地区センター条例の一部改正について
- 議案第7号 奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州宇宙遊学館の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
- 議案第9号 奥州湖交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて
- 議案第10号 北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更に関し議決を求めるについて
- 議案第11号 奥州市過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めるについて
- 議案第12号 財産の貸付けに関し議決を求めるについて
- 議案第13号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第14号 令和7年度奥州市一般会計補正予算(第12号)
- 議案第15号 令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 議案第16号 令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

- 議案第17号 令和 7 年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第18号 令和 7 年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第19号 令和 7 年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第20号 令和 7 年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第21号 令和 7 年度奥州市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第22号 令和 7 年度奥州市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第23号 令和 7 年度奥州市病院事業会計補正予算（第 7 号）
- 議案第24号 令和 8 年度奥州市一般会計予算
- 議案第25号 令和 8 年度奥州市国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和 8 年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和 8 年度奥州市介護保険特別会計予算
- 議案第28号 令和 8 年度奥州市バス事業特別会計予算
- 議案第29号 令和 8 年度奥州市米里財産区特別会計予算
- 議案第30号 令和 8 年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第31号 令和 8 年度奥州市水道事業会計予算
- 議案第32号 令和 8 年度奥州市下水道事業会計予算
- 議案第33号 令和 8 年度奥州市病院事業会計予算

諮詢第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 (略)
氏 名 佐藤 教雄
生年月日 (略)

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の菅原達郎氏は、令和8年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第1号

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第11号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第11号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第14号

専 決 処 分 書

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月19日

奥州市長 倉 成 淳

議案第2号

水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村新市建設計画の変更に關し議決 を求めることについて

水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村新市建設計画を別冊のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

東日本大震災発生後における合併市町村の実情を踏まえた地方債の特例により、合併特例債の発行期間を延長することができることとなったことから、合併特例債の有効活用を通じ、現計画登載事業の一層の推進を図るとともに、将来の財政運営の柔軟性を確保するため、水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村新市建設計画を変更しようとするものである。

議案第3号

奥州市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

奥州市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

子ども・子育て支援法の規定により国が特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたことに伴い、これに従い、又は参照して市の基準を定めるため、本件条例を制定しようとするものである。

奥州市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第4条）

　第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雜則（第34条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (2) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。
- (3) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (4) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (5) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (6) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。
- (7) 法定代理受領 法第30条の20第5項（法30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小

学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内

容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子どもも又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行なうことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）

) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記

載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

奥州市立学校給食センター条例の一部改正について

奥州市立学校給食センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市学校給食施設再編計画に基づき、老朽化が著しい給食センター等を廃止し、及び奥州西学校給食センターを設置するとともに、給食センターの所管学校を見直すことにより、安全な給食を安定的に提供できる環境を整備するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

奥州市立学校給食センター条例（平成18年奥州市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奥州市立東水沢学校給食センターの項中

「奥州市立佐倉河小学校 奥州市立水沢中学校 奥州市立東水沢中学校 奥州市立水沢南中学校」	を	「奥州市立常盤小学校 奥州市立佐倉河小学校 奥州市立水沢中学校 奥州市立東水沢中学校」	に改め、同表
---	---	--	--------

奥州市立前沢学校給食センターの項及び奥州市立胆沢学校給食センターの項を削り、同表に次のように加える。

奥州西学校給食センター	奥州市胆沢小山字道場66番地10	奥州市立水沢小学校 奥州市立水沢南小学校 奥州市立前沢小学校 奥州市立胆沢第一小学校 奥州市立南都田小学校 奥州市立若柳小学校 奥州市立衣川小学校 奥州市立衣里小学校 奥州市立水沢南中学校 奥州市立前沢中学校 奥州市立胆沢中学校 奥州市立衣川中学校
-------------	------------------	---

第4条中「（奥州市立水沢小学校、奥州市立水沢南小学校及び奥州市立常盤小学校に設置する単独調理場を含む。）」を削る。

附 則

この条例中第2条の表に次のように加える改正規定は令和8年5月1日から、第2条の表奥州市立東水沢学校給食センターの項の改正規定、同表奥州市立前沢学校給食センターの項及び奥州市立胆沢学校給食センターの項を削る改正規定並びに第4条の改正規定は同年8月1日から施行する。

議案第 5 号

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 1 月 27 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市が岩手県競馬組合に対して貸し付けている岩手競馬経営改善推進資金の一部が同組合から繰上償還されたことに伴い、奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額から繰上償還された額に相当する額を減じ、もって一般会計に繰り入れるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年奥州市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「80億6,571万8,033円」を「80億1,431万5,168円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

奥州市地区センター条例の一部改正について

奥州市地区センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州市未来羅針盤図の小さな拠点づくりプロジェクトの取組により旧奥州市立伊手小学校の建物を地区センター機能を含む複合施設として整備することに伴い、奥州市伊手地区センターの位置及び使用料を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市地区センター条例の一部を改正する条例

奥州市地区センター条例（平成24年奥州市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 奥州市伊手地区センターの項中「奥州市江刺伊手字西風54番地」を「奥州市江刺伊手字西風102番地」に改める。

別表第2の1(13)の表中

会議室	200円	適用区分1
研修室	200円	
調理室	200円	
和室	200円	
子供室	200円	
会議室	200円	適用区分1
研修室	200円	
調理室	200円	
児童室	200円	
多目的ホール	400円	適用区分2

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用される奥州市地区センターに係る使用料について適用し、同日前までに使用される奥州市地区センターに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第7号

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別
紙のとおり改正するものとする。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従い
、又は参照して定める市の基準を改めるため、本件条例を一部改正しようとするも
のである。

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年奥州市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

奥州宇宙遊学館の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

奥州宇宙遊学館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

奥州宇宙遊学館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市水沢太日通り三丁目6番8号

団体名 特定非営利活動法人イーハトーブ宇宙実践センター

代表者名 理事長 花田 英夫

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州宇宙遊学館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第9号

奥州湖交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

奥州湖交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

奥州湖交流館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市水沢中町23番地89

団体名 GLOCAL PARTNERS株式会社

代表者名 代表取締役 濵谷 貴大

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州湖交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第10号

北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更 に関し議決を求ることについて

北股辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり
変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置
等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の
規定により、議会の議決を求める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国見平スキー場の第2リフトを改修するため、本計画を変更しようとするものであ
る。

総合整備計画書

(第2次変更)

岩手県奥州市衣川 北股辺地
(辺地の人口 426 人 面積 44.4km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

奥州市衣川増沢、大平、有浦、小田、長袋、西窪、石生、古館、外の沢、衣原、天田、中屋敷、苗代沢、桑畠、長塚、国見

(2) 辺地の中心の位置

奥州市衣川天田 5 - 2

(3) 辺地度点数

179 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北股辺地は、当市衣川地域の北西部に位置し、辺地地域を通る県道で地域の中心部と結ばれている。

当該辺地には、観光・レクリエーション施設である国見平スキー場が設置されており、都市との交流や観光客誘致による地域活性化のための重要な役割を果たしてきた。

当該施設は東日本大震災の影響による水源の変化により水の確保ができず、近隣の公共施設から水道水を運搬し営業を続けている状況である。スキー場の安全な運営と利用者の利便性向上のため、新たな水源の確保が必要となっている。

併せて、当該施設の駐車場は未舗装のため、斜面からの雪解け水によりぬかるんだ状態となっており駐車場利用に支障をきたしていることから、利用者の利便性向上により誘客を図るため、駐車場の整備が必要になっている。

また、昭和 58 年に導入した第 2 リフトの老朽化が顕著であり、特に原動緊張装置ボンネットカバー及び点検通路の腐食が進んでいることから修繕を行い、設備の長寿命化に取り組む必要がある。

以上の状況を踏まえ、本辺地の総合的な対策として、国見平スキー場の整備を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
産業振興施設 (観光・レクリエーション 施設)	奥州市		153,004	0	153,004	152,900
合 計			153,004	0	153,004	152,900

議案第11号

奥州市過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めるについて

奥州市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

過疎地域に該当する区域において、持続的発展のための総合的かつ計画的な対策を実施することにより、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等を行うことを目的とし、奥州市過疎地域持続的発展計画を定めようとするものである。

議案第12号

財産の貸付けに関し議決を求ることについて

次のとおり財産を無償貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 貸付けの目的

地区コミュニティ活動の拠点として、地区内・外の交流を図りながら地区の「賑わい」と「生業」を創出するため。

2 貸し付ける財産

財産の所在地	種類	構造	面積	備考
奥州市江刺伊手字西風102番地	校舎	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	2階 1,055.45m ²	床面積
	プール	付属棟：木造 水槽本体：鋼版 (SUS)製 本体：鉄筋コンクリート造	753.00m ²	敷地面積

3 貸付けの相手方

住所 岩手県奥州市江刺伊手字馬場崎36番地

氏名 一般社団法人いであい

代表理事 境田 洋春

4 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地区コミュニティ活動の拠点として、地区内・外の交流を図りながら地区の「賑わい」と「生業」を創出するため、奥州市立伊手小学校の用に供していた施設を無償で貸し付けようとするものである。

議案第13号

市道路線の廃止及び認定について

別冊調書のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

開発道路の整備、ほ場整備の完了による見直し、利用実態に合わせた起終点の見直しなどにより市道路線の廃止及び認定をしようとするものである。

議案第14号

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度奥州市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第15号

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第16号

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第17号

令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第18号

令和7年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第19号

令和7年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

令和7年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第20号

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和7年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）

令和7年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和7年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和7年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和7年度奥州市病院事業会計補正予算（第7号）

令和7年度奥州市病院事業会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和8年度奥州市一般会計予算

令和8年度奥州市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第25号

令和8年度奥州市国民健康保険特別会計予算

令和8年度奥州市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和8年度奥州市介護保険特別会計予算

令和8年度奥州市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第28号

令和8年度奥州市バス事業特別会計予算

令和8年度奥州市バス事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第29号

令和8年度奥州市米里財産区特別会計予算

令和8年度奥州市米里財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第30号

令和8年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

令和8年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第31号

令和8年度奥州市水道事業会計予算

令和8年度奥州市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第32号

令和8年度奥州市下水道事業会計予算

令和8年度奥州市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第33号

令和8年度奥州市病院事業会計予算

令和8年度奥州市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和8年1月27日提出

奥州市長 倉 成 淳